

議員提出議案第3号

令和6年能登半島地震からの復旧・復興への支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和6年3月22日

富山県議会議長 山本 徹 殿

提出者 富山県議会議員
渡 辺 守 人
川 島 国
火 爪 弘 子
武 田 慎 一
永 森 直 人
岡 崎 信 也
藤 井 大 輔
瀬 川 侑 希
澤 崎 豊
庄 司 昌 弘
佐 藤 則 寿

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内閣官房長官
あて

富山県議会議長 山本 徹

令和6年能登半島地震からの復旧・復興への支援を求める意見書

令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、富山県内の広範囲で震度5強を観測し、多数の負傷者や液状化などによる甚大な住宅被害をはじめ、水道の断水、道路や港湾、下水道などの公共土木施設、農地や農業用施設などに甚大な被害が発生した。さらに、観光・宿泊施設においては、多くの予約キャンセルが発生したほか、被災した工場などでは生産停止となるケースもあるなど、社会経済活動にも深刻な影響を与えている。

富山県においては、国や市町村とも連携し、県民・事業者の協力や全国の自治体からの応援もいただきながら、早期復旧に向けた取組を全力で進めており、今後も被災者に寄り添い、生活再建や生業の支援等にきめ細かく取り組む必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、下記の事項について特段の措置を講じるとともに、復旧・復興を進めるにあたり、継続的な支援はもとより、同一の災害で被災した被災者や被災事業者に対しては同一の支援がなされるよう、強く要望する。

記

- 1 富山県への復興基金の創設や地方交付税の総額の加算を通じた特別交付税の配分への配慮など、復旧・復興財源を確保すること。
- 2 国において検討されている、支援地域を限定した高齢者世帯等の生活再建のための新たな交付金については、同程度の被害を受けている本県の被災世帯も対象とすること。
- 3 被災者生活再建支援制度における支援額の引上げや半壊以下への支援対象拡大を行うこと。
- 4 液状化による被害が甚大であることから、住宅・建築物耐震改修事業の拡充や宅地液状化防止事業の弾力的な運用を行うとともに、地方が住宅再建に対する支援制度を創設する際の財政支援を行うこと。
- 5 公共インフラや農業用施設、漁港、学校施設、文化財などの復旧に向け、予算の十分な確保を行うこと。
- 6 中小・小規模事業者等への支援については、被災地や業種・業態に関わらず、全ての生業に対し、実情に応じた支援を行うこと。
- 7 今後の復旧・復興状況を踏まえながら、旅行支援「北陸応援割」の第2弾、第3弾を実施するなど、さらなる観光需要喚起策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、富山県内の広範囲で震度5強を観測し、多数の負傷者や液状化などによる甚大な住宅被害をはじめ、道路や港湾などの公共土木施設、また、農地や農業用施設などに甚大な被害が発生した。

富山県においては、国や市町村とも連携し、県民・事業者の協力や全国の自治体からの応援もいただきながら、早期復旧に向けた取組を全力で進めており、今後も被災者に寄り添い、生活再建や生業の支援等にきめ細かく取り組む必要がある。

よって、復旧・復興を進めるにあたり、継続的な支援はもとより、同一の災害で被災した被災者や被災事業者に対しては同一の支援がなされるよう、強く要望するものである。

議員提出議案第4号

最低賃金引上げと中小企業支援策を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和6年3月22日

富山県議会議長 山本 徹 殿

提出者 富山県議会議員
渡 辺 守 人
川 島 国
火 爪 弘 子
武 田 慎 一
永 森 直 人
岡 崎 信 也
藤 井 大 輔
瀬 川 侑 希
澤 崎 豊
庄 司 昌 弘
佐 藤 則 寿

令和 6 年 3 月 22 日

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
あて

富山県議会議長 山本 徹

最低賃金引上げと中小企業支援策を求める意見書

昨年 10 月に、富山県内の最低賃金は 40 円引き上げられた。しかし、物価高のなかで、厚生労働省が発表した昨年の実質賃金はマイナス 2.5%となった。

地域間格差も縮まっているとは言えず、東京 1,113 円と富山県 948 円の差は 165 円となっている。県内ではマイカーを持たないと生活できないなど、必要な生活費は決して東京と比べても低いとは言えない。県外への若者の流出を防ぐためにも、最低賃金の地域間格差の是正は重要である。

一方で、賃金引上げのためには、中小零細企業に対する支援の強化が必要である。取引先企業への価格転嫁を可能とする仕組み、賃上げ分への国からの財政支援などの施策が求められている。

よって、国会及び政府におかれては、下記の施策を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 国民の暮らしを支え消費を拡大するため、最低賃金をさらに引き上げること。
- 2 生活費の実態にあわせ、最低賃金の地域間格差を是正すること。
- 3 物価高や賃上げ分を価格転嫁できるよう、中小・小規模事業所への支援を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

昨年10月に、富山県内の最低賃金は40円引き上げられたが、物価高のなかで、厚生労働省が発表した昨年の実質賃金はマイナス2.5%となった。県内ではマイカーを持たないと生活できないなど、必要な生活費は決して東京と比べても低いとは言えない。

よって、県外への若者の流出を防ぐためにも、最低賃金のさらなる引上げと地域間格差の是正を求めるほか、物価高や賃上げ分の取引先企業への価格転嫁を可能とする仕組みづくりや、賃上げ分等への国からの財政支援などの施策を推進し、中小・小規模事業所に対する支援の強化を求めるものである。

議員提出議案第5号

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和6年3月22日

富山県議会議長 山本 徹 殿

提出者 富山県議会議員

渡 辺 守 人
川 島 国
中 川 忠 昭
武 田 慎 一
永 森 直 人
亀 山 彰
藤 井 大 輔
瀬 川 侑 希
澤 崎 豊
庄 司 昌 弘
尾 山 謙二郎

令和 6 年 3 月 22 日

提出先議長
衆議院議院議
参議院総理大臣
内閣総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
経産大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内閣官房長官

あて

富山県議会議長 山本 徹

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

令和 6 年能登半島地震により、幹線道路をはじめ複数箇所の道路が寸断されたことにより、救助が遅れ多くの尊い命が奪われ、復旧・復興作業や支援物資の輸送の大きな妨げとなっている。また、現在も上下水道や通信網などのライフラインが十分回復しておらず、病院等の機能も一部停止しており、一日も早い再開が待たれるところである。平成 23 年に発生した東日本大震災の際にも、地方自治体の行政機能の停止が大きな問題となった。

また、最近では、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、長期にわたって全国各地に大きな被害をもたらした。特に全国の 9 割を超える中小企業の経営に深刻な影響を及ぼしたことで日本経済にも大きな打撃を与え、さらに医療従事者や病床の不足により医療崩壊の危機を招くという、これまで想定されなかった事態が発生したことは記憶に新しい。

これまで、我が国では、大地震や感染症などの緊急事態の発生に対し災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきたが、より重大な緊急事態が発生した場合には、従来の法体系では対応しきれないおそれがある。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。

よって、国会及び政府におかれては、緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備、さらには憲法において緊急事態条項を新たに設けることについて、地方自治体の意見を尊重した上で、国会で建設的かつ広範な審議を促進するとともに、広く国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

令和6年能登半島地震により、幹線道路をはじめ複数箇所の道路が寸断されたことにより、救助が遅れ多くの尊い命が奪われ、復旧・復興作業や支援物資の輸送の大きな妨げとなっている。

これまで、我が国では、大地震や感染症などの緊急事態の発生に対し災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきたが、より重大な緊急事態が発生した場合には、従来の法体系では対応しきれないおそれがある。

よって、緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備、さらには憲法において緊急事態条項を新たに設けることについて、地方自治体の意見を尊重した上で、国会で建設的かつ広範な審議を促進するとともに、広く国民的議論を喚起するよう強く求めるものである。

議員提出議案第6号

国の補充的な指示の創設に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和6年3月22日

富山県議会議長 山本 徹 殿

提出者 富山県議会議員
菅 沢 裕 明
火 爪 弘 子
井加田 ま り
岡 崎 信 也

令和6年3月22日

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
内閣府特命担当大臣(地方創生)
内閣官房長官

富山県議会議長 山本 徹

国の補充的な指示の創設に関する意見書

国は、現在開会中の通常国会において、大規模な災害、感染症のまん延など国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例として、国が地方公共団体に対し、その事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示ができることとする地方自治法改正案を提出した。

現行制度では、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）等の個別法に規定があれば、国による指示権の行使が可能となっており、地方公共団体への「是正の指示」などができる仕組みとなっている。

一方、今回の改正案では、いわゆる「非平時」の国の関与を強める一般のルールの法制化を行い、現行法制ではカバーできない事態に対処するとのことであるが、どのような事態を想定しているのか具体的に示されていない。例えば有事の際に国の指揮下に置かれる可能性があり、地方議会を含む地方公共団体にも大きく影響が及ぶが、現場で現実の問題に直面している自治体の方が、より正確な情報を有している場合も多く、国の指示がかえって混乱を広げる懸念もある。

また、地方分権改革により、国と地方は上下・主従関係ではなく対等・協力関係となっており、地方自治法では、国の関与は必要最小限とし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならないとしている。今回の改正案は、これらに反しているとともに、国への権限の再集権化、地方分権・地方自治の後退につながるおそれがある。

よって、国会及び政府におかれては、国の補充的な指示を可能とする地方自治法改正については、全国知事会の提言等も踏まえ、十分な議論を尽くすことを強く要望する。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

国は、大規模な災害、感染症のまん延など国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例として、国が地方公共団体に対し、その事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示ができることとする地方自治法改正案を提出した。

今回の改正案では、いわゆる「非平時」の国の関与を強める一般のルールの法制化を行い、現行法制ではカバーできない事態に対処するとのことであるが、国と地方は上下・主従関係ではなく対等・協力関係であり、国の関与は必要最小限とし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない。

よって、国の補充的な指示を可能とする地方自治法改正については、全国知事会の提言等も踏まえ、十分な議論を尽くすことを強く要望するものである。